

第五節 近世の交通

一 陸上の道

(二) 絵図に描かれた道

正保の国絵図

江戸幕府は、慶長・正保・元禄・

天保の四度、諸国の「郷帳」とともに、「国絵図」を作成させ、幕府勘定所に提出させた。

豊前の「国絵図」は、正保図の転写本が国立公文書館内閣文庫に、元禄図の控えが福岡県立豊津高校小笠原文庫と島原市公民館松平文庫に、天保図の原本二舗（重複本）が国立



第58図 豊前小倉藩絵図（部分）

（正保4年（1647）、『福岡県史資料』第2輯所収）

公文書館内閣文庫にそれぞれ現存している。

豊津町域について、正保四年（一六四七）作成の正保図（第58・59

図参照）を見てみると、「国作五百五十石百十石余」、「国分五百五十石余」というように、各村ごとに村名と村高が記されている。そして、

この正保図には、郡名・郡高・山

の名・川の名・歩渡り・渡し（川幅と水深）・峠・台地・古城・島の名・船がかり・遠干渴などが書かれている。仲津郡域の交通網に関しては、下毛郡楓木村（現大分県下毛郡山国町）から彦山坊へ通ずる「彦山道」と、豊前大里と豊後府内（現大分市）を結ぶ「豊前道」（小倉道）、そして、豊前道の仲津郡高瀬村（現行橋市）で分岐して袋迫・赤幡・小山田を通り求菩提山へ通する「求菩提道」（西の登山口）の三つの道が、主要道を示す赤い太線で引かれている。

このことは、彦山信仰・求菩提信仰と修驗道への、地域の人びとの篤い信仰と太い絆があつたことを示唆している。

また、周防灘沿岸の里三手永（国作・元永・平嶋の三手永）を東西に走る「豊前道」は、城下町と城下町を結



第59図 豊前小倉絵図（天保4年）
の部分的復原図

ぶ政治的・経済的・文化的主要道であった。

正保図では、主要道を示す赤い太線のほかに、村と村を結ぶ村道が赤い細線で引かれ、上原村と綾野村間に「七町十二間」、帆柱村と上伊良原村間に「一里山より上伊良原マデ二十三町」などと、距離が打たれている。

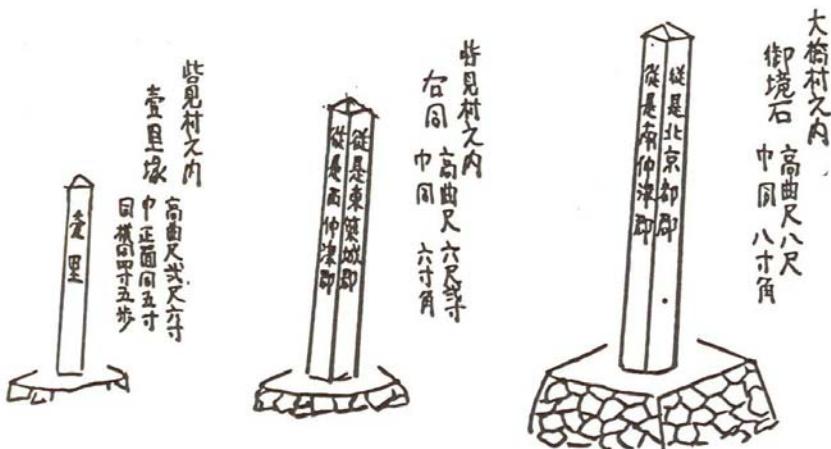
寛永三年（一六二一六）に新設された豊前国領内の一里塚は、この正保図では「一里山」と呼ばれ、里程の一里（約四キロメートル）

ごとに墨星（：）で表示されている。豊津町域では、国作一皆見間、徳永一皆見間、光富一節丸間に、それぞれ一里山の墨星がある。第60図として「大橋御茶屋・御藏所・御高札・

御境石・壱里塚」（豊津高校小笠原文庫所蔵）の中から、「大橋村之内、御境石」、「皆見村之内、御境石」、「皆見村之内、壱里塚」、そして、「大橋御高札」の復原図を示しておこう（第61

図参照）。

ところで、この正保図には、国境を越える峠なども描かれ、細かく道路網が記されているが、いずれも道筋の呼称が入っていない。



第60図 御境石と壱里塚の復原図

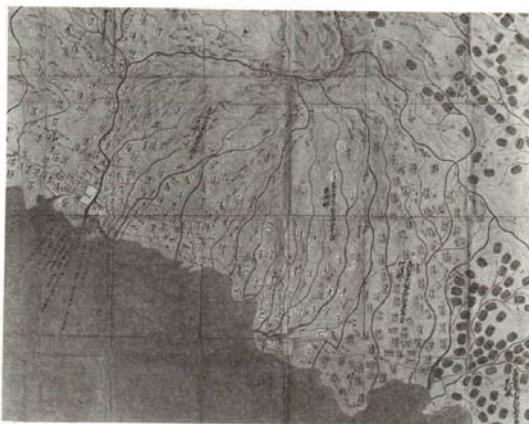
仲津郡域を貫流する河川の名称は記されているが、現在の祓川は「伊良原川」、今川は「犀川」と記されている。そして、伊良原川には、筑前秋月往来の皆見村の地点で「歩渡、巾六間、深一尺」、豊前道の平嶋村の地点で「歩渡、幅八間、深一尺」と墨書きされている。また、犀川には、筑前秋月往来の天生田村の地点で「歩渡り、幅十二間、深サ一尺二寸」、豊前道の大橋村の地点で「歩渡り、幅十五間、深サ一尺五寸」とある。このように、この両川とも、当時は橋が架かってなく、旅人は歩かで渡河したのである。

元禄の国絵図

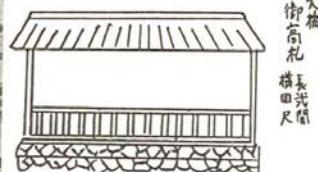
正保の国絵図の提出後、半世紀を経た元禄十年（一六九七）、幕府は、各国に国絵図を作成して提出するよう命じた。

同十三年十一月二十六日、郡代役宿久喜右衛門正式・田川郡筋奉行鮎川角兵衛広盛、それに上毛郡筋奉行有山由左衛門寛利の三人は、幕府勘定所へ「豊前国絵図」を提出するため小倉を船でたち、江戸へ向かつた（『福岡県史』第三卷下冊）。

この時、幕府に提出された、いわゆる元禄の「豊前国絵図」の控えが、福岡県立豊津高校小笠原文庫に所蔵されている。この絵図は、四メートル四方の大きなもので、豊前国八郡（企救・田川・



第62図 豊前国絵図（部分）



第61図 御高札の復原図

京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐) 全域の各村ごとの石高・海岸線・河川・山・国境・郡境・社寺・名勝、それに主な道路などが丁寧に記されている(第62図参照)。

正保と元禄の二つの絵図の相違点としては、次の二点が指摘できる。

(1)二つの絵図を比較してみると、わずか五三年だが、この間の村々の推移が分かれる。元禄図では、国分村から分離して上坂村(一二三二石余)が新村として独立し、逆に、袋迫村が「徳永村ノ内袋迫」として徳永村に吸収されている(第86表参考)。そして、正保と元禄の郡ごとの石高では、仲津郡は四三一石、築城郡は五〇〇石、上毛郡は四二二五石、企救郡は二〇七七石、田川郡は三九二四石、それぞれ増加しているが、逆に、京都郡は七〇四石減少している。

(2)交通網の点では、正保図は主要道のほかに、村と村を結ぶ村道の記載があるが、元禄図は主要道だけである。そのうえ、正保図には、主要道として、豊前道・

彦山道のほかに求菩提道があつたが、元禄図には求菩提道の記載がない。それから、正保図では、椎田と山鹿を結ぶ主要ルートが、椎田—築城—別府—吉岡—久富—八ツ溝—山鹿のコースだったのが、元禄図では、椎田—築城—別府—吉岡—久富—花熊—木山—山鹿のコースになつてゐる。つまり、椎田—山鹿間が最短距離のコースを探るようになつたのである。このような主要ルートの移行によつて、一里塚の位置も移動している。

第86表 正保図と元禄図の差異

正保図 正保4年(1647)	元禄図 元禄13年(1700)
国分 なし	国分村 上坂村
田中 徳永 袋迫	田中村 徳永村 徳永村ノ内 袋迫
550石余 320石余 250石余 50石余	420石余 132石余 247石余 267石余

豊前小倉領全図

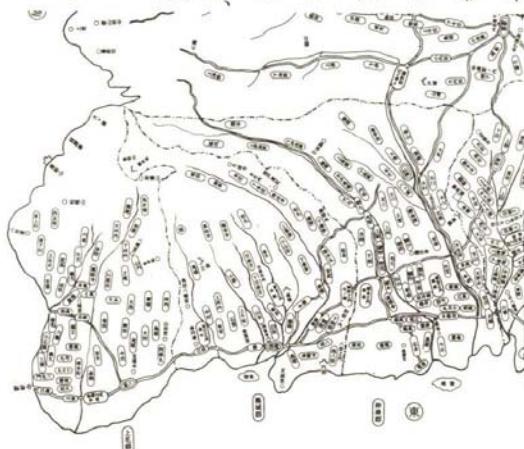
福岡県立豊津高校の小笠原文庫に、作成年代は特定できないが、その内容から、幕末・維新期のものと考えられる「豊前小倉領全図」が保存されている。

この絵図の特徴は、慶長・正保・元禄・天保の四大国絵図と違つて、街道と駅が呼称とともに具体的に記載されることである。街道としては、中津道・豊後日田道・小石原道・大隈道・黒崎道が散見し、駅（宿駅・人馬繼立場）としては、

八屋・椎田・苅田・大里・添田町・香春・呼野・徳力・猪膝町・油須原・山鹿・新町が描かれている。

第63図は、仲津・築城・上毛三郡の部分図である。椎田と香春を結ぶ道のうち、豊津町域を通過するルートとしては、三つのコースが描かれている。

- ① 椎田（宿駅）—築城—別府ノ内弓ノ師—徳永—田中—国作—天生田—新町（宿駅）—上野—香春（宿駅）
 - ② 椎田（宿駅）—天生田間は同じコース—花熊—大村—山鹿（宿駅）—大坂—小内田—香春（宿駅）
 - ③ 椎田（宿駅）—天生田—山鹿間は同じコース—崎山—下赤ノ内油須原—小内田—香春（宿駅）
- また、豊前道の高瀬と節丸を結ぶ道のうち、豊津町域を通過するルートとしては、高瀬—道場寺—徳永—皆見—綾野—上原—光富—節丸—大丸—横瀬—下伊良原—上伊良原—帆柱のコースが描かれている。この絵



第63図 豊前小倉領全図（部分）

月道（通）には、「秋月道」は、「密書手控」（天保十五年六月吉日、中津市立小幡記念図書館所蔵）と「中津御城下道筋図」（幕末期、福岡県立糸島高校所蔵）には「秋月通」となっている（第64図参照）。そして、「秋月道（通）」は、それぞれの地域で、その地域に密着した通称

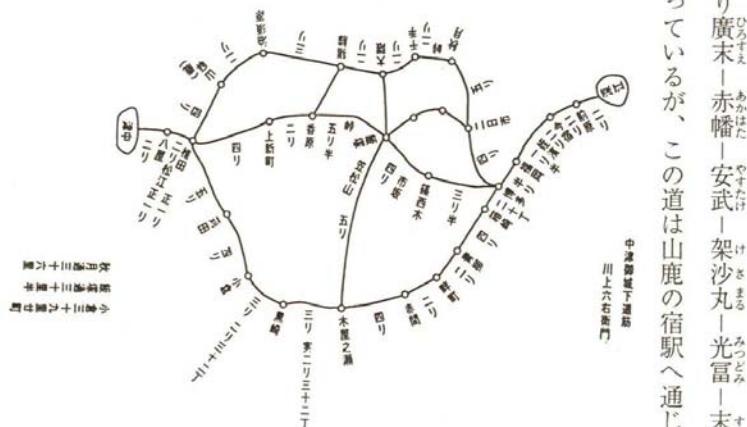
「秋月道」は、「密書手控」（天保十五年六月吉日、中津市立小幡記念図書館所蔵）と「中津御城下道筋図」（幕末期、福岡県立糸島高校所蔵）には「秋月通」となっている（第64図参照）。そして、「秋月道（通）」は、それぞれの地域で、その地域に密着した通称

九州の代表的な脇街道の一つである「豊前道」の椎田駅（宿駅・人馬継立場）から築城一別府の内弓ノ師、そして町域の国作を経て天生田一花熊一木山一山鹿駅一崎山を通り、石坂峠を越え、田川郡の油須原駅一柿原一田原一猪膝町駅、さらに大隈一千手を経由して秋月へ至るルートが「秋月道」である。

図では、帆柱の南で道がなくなっているが、この道は、既に、正保図で主要道を示す赤い太線で描かれている彦山道にT字路として交わるのである。

そして、豊津町域を通過するルートとして、豊前路の椎田より廣末一赤幡一安武一架沙丸一光富一末江のコースが描かれている。この絵図では、末江の西で道がなくなっているが、この道は山鹿の宿駅へ通じる道である。

(二) 豊津町域の道



第64図 中津御城下道筋図（福岡県立糸島高校所蔵）

があつた。

椎田駅—国作—山鹿駅間（行程四里）〔一六キロメ〕は、「筑前秋月往来」（長井手水大庄屋日記 天保七年十一月二十九日の条、九大文化史研究施設所蔵）、山鹿駅—油須原駅間（一里）〔八キロメ〕は、「筑前秋月往還」と書き分けてあり、行橋市天生田に現存する石の道標には、「石坂越彦山道」と刻まれている。

さらに、猪膝町駅—大隈間は、幕末期の「豊前小倉領全図」（豊津高校小笠原文庫所蔵）には、「大隈道」と記されている。このように、「秋月道」は、豊前の中津・椎田地域と筑前の秋月・二日市、そして、博多を結ぶ重要な街道であり、それぞれの地域で親しみやすい固有な呼称があつたのである。

往来と往還

天保一年（一八三二）、幕府は、諸大名に対して、「郷帳」を作成して幕府勘定所へ提出するよう指示し、同五年十一月には、「天保郷帳」を完成させた。そして、翌六年十二月二十二日、諸大名に国絵図の作成を命じた（本丸廻状留）。正保、元禄の場合は、諸大名に、国絵図を実際に作成させて提出させたが、「天保国絵図」の場合は、幕府が元禄図を短冊型に何葉分かに切断し、淡彩で薄紙の写しにして諸藩に渡し、元禄図と変わっている部分だけを紙に書いて添付し、訂正して提出させた。幕府は、これを基にして自ら国絵図に仕上げた。このようにして、天保九年五月には、「天保国絵図」がほぼ完成した。

この天保図の作成過程で、同七年八月二十三日、幕府勘定所は、在府の大名諸家留守居役を召集し、領内の五街道、脇往還筋の人馬継ぎ立て・宿駅・人馬賃錢などを調べ、雛型にそつて、書付を提出するように指示した。「長井手水大庄屋日記」同年十月五日の条に、次のような「脇往還筋書附」の写が記録されている。

多少、長文になるが、近世の交通史料としては貴重なものであり、各地の脇往還が、公称で何と呼ばれたか、その実態を幕府レベルで調査した雑型があるので、次に紹介しておこう。

本紙美濃紙

何の誰領分

脇往還筋書附

何の誰家來

何往還 何国何より何国何えの道筋

何の誰領分

何国何郡

一、何町村宿類

何宿え

何里何丁

何割増にて

本馬

賃錢何文

軽尻

同 同 同 同

断 断 断 断

人 人

足 足

同 同 同 同

断 断 断 断

何ヶ宿にても一宿毎々右の振合認、繼立、道筋の山坂・峠等これ有り候はば、其旨認、渡船・川越等の場所これ有り候はば、右賃錢も認、申べく候事

右宿方高何程、一日宿筋人足何人、馬何疋の定め、助郷村何ヶ村、合馬何程、諸家通行の節、何人何疋迄は其所定の賃錢にて繼立、其餘は相對の賃錢請取來申候

但、助郷村これ無く候はば、其段認、諸家通行の節、何人何疋にても残らず、其所定賃錢にて繼立來候はば、右仕來の趣認、割増これ無く候はば、其旨認、申べく候事

右の外、何の誰領分の内、人馬繼立候場所御座無く候、已上

何の誰家來

何年何月

何の誰印

追啓

一、先月廿三日、大手後、御勘定所え御留守居御呼の上、御領分の内、五街道の外、脇往還筋人馬繼立・宿駅村町等別紙雛形の通取調子、御勘定所へ差出べき旨仰渡され候の段申出候、この段御席を以、仰上られ、御取調子成られ、重て仰越さるべく候、則御渡に相成候雛方差進申候、(形)
已上

嶋村十左衛門

原 三左衛門様

九月一日

別紙の雛形・帳面・御来紙共御渡に相成候由にて申参候に付、則写差廻候、左様相心得らるべく候、已上

十月三日

小出段藏

「長井手永大庄屋日記」の天保七年十一月二十九日の条には、幕府の「脇往還筋書附」の雛形に沿つて作成された次のような記録が散見される。これも、長文であるが、貴重な報告があるので、全文を紹介しておこう。

筑前秋月往来

一、豊前の国仲津郡山鹿の駅より同国築城郡椎田の駅へ三里三拾壹丁

一、本馬賃錢百弐拾四文

但、壹里三拾弐文

一、軽尻賃錢九拾三文

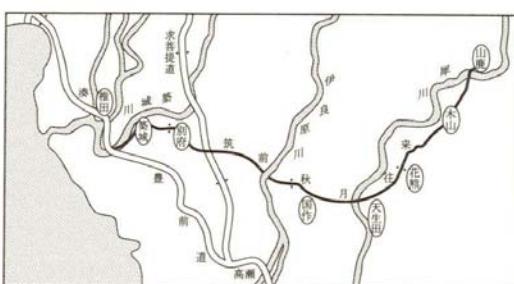
但、壹里弐拾四文

一、人足賃錢六拾弐文

但、壹里拾六文

右は 公義御用、御大名様方御通路の節、山鹿の駅より椎田駅え
繼立候賃錢、割増御座無く候、御定通に繼來候

一、本馬賃錢百八拾四文



第65図 筑前秋月往来（椎田駅—築城—別府—国作一天生田—花熊—木山—山鹿駅ルート）

内百貳拾四文 御定賃錢
同六拾文 川越增賃錢
一、輕尻賃錢百四拾四文

同九拾三文 御定賃錢
同五拾壹文 川越增賃錢

一、人足賃錢百八文
同六拾貳文 御定賃錢
同四拾六文 川越增賃錢

右は御家中立御通路人馬賃錢山鹿駅より椎田駅迄繼立申候
一、助郷村等は御座無く、都て村所にて相勤來申候

但、山鹿より椎田迄の内、川瀬四渡御座候

右の通仲津郡山鹿駅より築城郡椎田の駅迄の里数・賃錢・川越等相調子、書付差上申候、已上
(天保七年)

申

十二月

右の通書付差出候間、則差上申候、已上

長井覺七

山鹿駅庄屋

権次郎

小出段藏様

この書付は、山鹿駅庄屋権次郎より長井手永大庄屋長井覚七を経て、筋奉行小出段藏へ報告されたものである。そして、領内より報告された内容が、藩でまとめられて、幕府勘定所へ報告されたのである。

したがつて、「秋月道」のうち、椎田駅—築城—別府—国作—天生田—花熊—木山—山鹿駅のルートは、公称として「筑前秋月往来」と呼ばれていたことになる。第65図は、このルートの概略図である。

前述の「長井手永大庄屋日記」の十二月二十九日の条の後半には、次のような記述が続いている。

筑前秋月往還 豊前山鹿より油須原えの道筋

一、豊前の国仲津郡山鹿駅より同国田川郡油須原の駅え武里

一、本馬賃錢六拾四文

但、壱里三拾武文

一、輕尻賃錢四拾八文

但、壱里貳拾四文

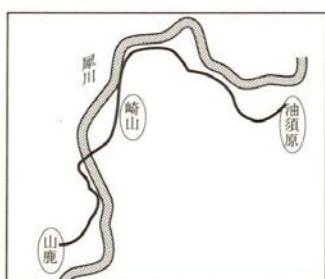
一、人足賃錢三拾貳文

但、壱里拾六文

右は、公義御用、御大名様方御通の節、山鹿より油須原えの継立候賃錢、割増御座無く候、御定通に繼

来候

一、本馬賃錢九拾五文



第66図 筑前秋月往還
(山鹿駅—崎山—油須原駅ルート)

内六拾四文 御定賃錢
同三拾毫文 山越增賃錢
但、石坂峠増賃錢分
一、輕尻賃錢七拾四文

内四拾八文

御定賃錢

同武拾六文

山越增賃錢

但、石坂峠右同断

一、人足賃錢五拾六文

内三拾武文

御定賃錢

同武拾四文

山越增賃錢

但、石坂峠右同断

右は御家中立御通路人馬賃錢山鹿より油須原迄繼立申候

一、宿方高武百石引ル、一日宿勤人馬何程と定り并助郷村等も御座無く、都て村所にて相勤來り申候

但、山鹿より油須原迄の内、才川一ト瀬渡り御座候得共、この増賃は御座無く候

右の通仲津郡山鹿駅より田川郡油須原駅迄の里数・賃錢・峠・川越等相調子、書付差上申候、已上

(天保七年)
申

山鹿庄村屋

十二月

權 次 郎

右の通書付差出申候間、則差上申候、已上

長井 覚七

小出段藏様

「秋月道」のうち、山鹿駅より崎山を経て、石坂峠を越え、田川郡の油須原駅までの二里（約八キロメ）の行程は、公称として「筑前秋月往還」と呼ばれたのである。第66図は、そのルートの概略図である。

このように、「往来」と「往還」という言葉を使い分けて街道の区間表示をしていたのである。

人馬賃銭 五街道や筋往還の宿駅には、通送用の人馬が常備され、人びとの往来や物資の搬送に労力を提供するとともに、それに必要な経費を人馬賃銭として徴収した。

幕府は、五街道の人馬賃銭について一定の基準を定めたが、これは脇街道の宿駅にも準用された。例えば、東海道宿駅の人馬賃銭をA級とした場合、九州では、幕領がB級、譜代藩領がC級、外様藩領がD級と格付けされて同一里程問において賃銭の格差があつた。

これを「豊前道」に適用すると、宝暦年間（一七五一—六四）の本馬賃銭（荷物一駄分で目方四〇貫＝一五〇ラムまでを運ぶ賃銭）は、A級（東海

第87表 「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭 天保7年（1836）

番号		1	2
街道名		筑前秋月往来	筑前秋月往還
宿駅名		椎田——山鹿	山鹿——油須原
区間距離		3里31丁	2里00丁
人馬賃銭	公諸儀御用名	本軽人足	駄賃尻賃
			124文
			93文
人馬賃銭	御家	本軽人足	駄賃尻賃
			62文
	中		184文（124+60）
			144文（93+51）
			108文（62+46）
			64文
			48文
			32文
			95文（64+31）
			74文（48+26）
			56文（32+24）

人馬賃銭の増賃のうち、番号1は川越え増、2は山越え増（石坂峠）の賃銭。出典は「長井手永大庄屋日記」。

世近編 第5編

道など)一六〇文に対して、B級(幕府領の四日市・別府・浜脇など)
一四一文、C級(譜代藩の小倉領・中津領)一三三文、D級(外様藩
の日出領・島原藩飛び地)一二四文であつた。

天保七年(一八三六)の「長井手永大庄屋日記」に山鹿駅庄屋
権次郎が筑前秋月往来と筑前秋月往還における人馬賃錢について
報告した「脇往還筋書附」が記録されている。その史料の一部は、
既に紹介したが、全体の概要を次に箇条書きにしておこう。

- (1) 公儀御用・諸大名の定賃錢は、人足一人につき一里(約
四キロメートル)一六文、本馬は三二文、軽尻は二四文の割合
である。

(2) 家中の定賃錢は、公儀御用・諸大名のそれと同一である
が、川越え、山越えの場合は増賃を徴収した。

- (3) 筑前秋月往来(椎田駅—国作—天生田—山鹿駅)には、「川
瀬四渡」(築城川二渡、伊良原川一渡、犀川一渡)の川越えが
あり、人足一人につき一里一二文、本馬は一五・五文、
軽尻は一三文の増賃を徴収した。

(4) 筑前秋月往還(山鹿駅—崎山—石坂峠—油須原駅)には、「川

第88表 北部九州の天領・諸藩の本馬賃錢の推移 (単位 文)

級	親疎 の別	天領・藩名 (東海道)	宝暦年間 (1751~64)	明和元 (1764)	明和2 (1765)	天明3 (1783)	寛政元 (1789)	文化年間 (1804~18)	天保7 (1836)
A			60						
B	天領	日 田	41						
C 譜代		中 津 藩	32						
		小 倉 藩	32						
		唐 津 藩	32						32
D 外様		福 岡 藩	24	6宿 41 21宿 32					
		秋 月 藩	24		3宿 32				
		佐 賀 藩	24			18宿 41 15宿 32			
		久 留 米 藩	24				33		

『北九州』(箭内健次編)、「長井手永大庄屋日記」(天保7年)などによる。

瀬一渡」（犀川一渡）の川越えがあるが、これは徵収しない。しかし、山越え（石坂峠）は、人足一人につき一里一二文、本馬は一五・五文、軽尻は一三文の増賃を徵収した。

第87表は、筑前秋月往来と筑前秋月往還の、それぞれの区間における人馬賃錢を表にしたものである。このように、「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃錢は、「豊前道」のそれと同様に、本馬賃錢はC級一三二文であった。

第88表は、北部九州の天領と諸藩の本馬賃錢の推移を示したものである。

宝暦年間まで、將軍との親疎の別で、領域内通過の本馬賃錢の格差が整然と体系化されていたが、明和元年（一七六四）以降、その体系が崩壊し、外様藩領の本馬賃錢がD級からC級へ値上げされ、十九世紀の四半期には、北部九州諸藩の宿駅の本馬賃錢はC級の三三一、三文になった（箭内健次編『北・九州』）。

ところで、天保七年に、人足一人につき一里一六文であった人足賃は、翌八年には一八文と、七五セントの値上げが幕府によって許可されている。

椎田道と香春道
行橋指定（民）四号

行橋市天生田の交差点隅に、石の道標と「道路標柱」の説明板がある。説明板には、次のように書いている（第67図参照）。

行橋指定（民）四号
道路標柱

指定年月日 昭和四十八年七月一日

江戸時代に建てられた道路標柱で、花崗岩の四角柱。高さは一三三六cm、幅二八cm。「從是東椎田道」、

「従是南石坂越彦山道」、「従是西香春道」、「従是北小倉道」と四面に刻字されている。東方の椎田から西方の香春に通じる道は、往時の豊前国府から七曲峠を経て香春に通ずる官道沿いの古道でもあつたし、今川沿いに英山街道が通じていたことをこの道しるべは教えてくれる。

行橋市教育委員会



第67図 (写真) 天生田の道標 豊前国府と香春を結ぶ官道と彦山街道が交差する天生田に立てられた石の道標と説明板



(写真) 「従是東椎田道」「従是南石坂越彦山道」「従是西香春道」「従是北小倉道」と四面に刻まれた石の道標

この説明板で、「東方の椎田から西方の香春に通じる道」、「往時の豊前国府から七曲峠を経て香春に通ずる官道沿いの古道」と表現されている道は、「正保図」や「豊前小倉領全図」で図示されている椎田—築城—別府—徳永—田中—国作—天生田—大谷—西谷—新町—上野—香春のコースをとる道のことである。椎田駅と香春駅を結ぶルートのうち、椎田—築城—別府、そして、豊津町域の徳永—田中—国作を経て天生田に至るコースは、石の道標によると、「椎田道」と呼んでいる。それから、天生田—大谷—西谷—新町—上野—香春のコースを「香春道」と呼んでいるのである。

この「香春道」のうち、新町は、「豊前小倉領全図」でも明らかのように、駅（宿駅）であった。明治五年（一八七二）一月の「人足賃錢請取帳 中原嘉左右」に、

覚

一、丁錢壹大三百八拾文

人足三人

右は豊津より新町まで

二月廿五日

豊驛所津

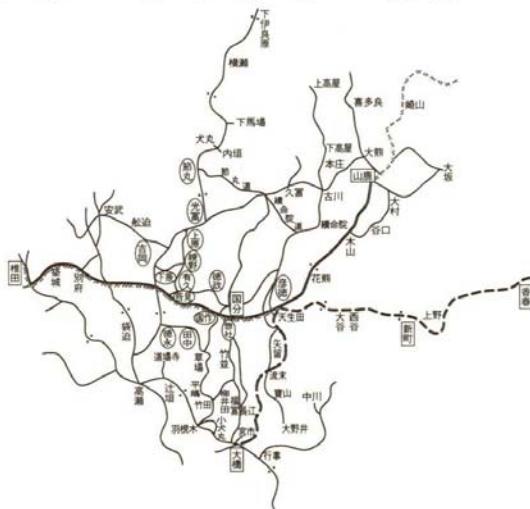
とある。当時、豊津駅所より新町駅所までの馬継ぎ立て費用のうち、人足一人分の経費は錢四六〇文であつた。

石の道標に、天生田より北は
「小倉道」、南は「石坂越彦山道」

道」とあるように、天生田はクロスロード（十字路）として、交通上、重要な地点であつた

(第68回参照)。

ここでいう「小倉道」とは、天生田より、犀川に沿って北進し、流末を経て大橋へ至るルート



筑前秋月往来（椎田駅—猿城一別府—若吉—国作—天生田—花鶴—木山—鹿駅）
 椎 田 道（椎田駅—猿城—別府—若吉—国作—天生田）
 香 春 道（天生田—新町駅—上野—香春駅）
 筑前秋月往還（山鹿駅—崎山—石坂峠—油須原駅…秋月）
 石坂越彦山道（山鹿駅—崎山—石坂峠—油須原駅…彦山）
 小 貪 道（天生田—深井—大櫻駅—小貪）

第68図 仲津郡の主な道

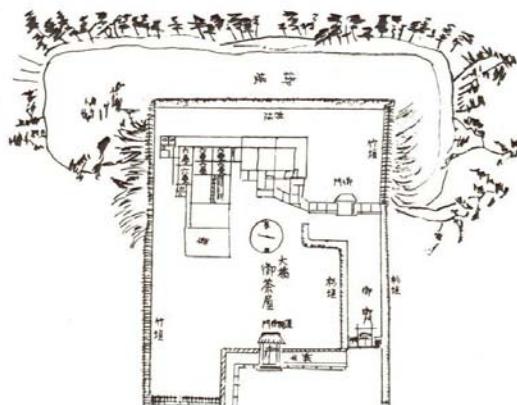
トのことである。したがつて、「小倉道」というよりも、むしろ、「大橋道」というべきところであるが、当時の人びとの感覚としては、城下町小倉へ通じる道という意識が強かつたのであろう。

大橋は、「豊前道」と「小倉道」が交差する街であり、隣の行事に宿駅があつた関係上、人馬継立場こそなかつたが、仲津郡の年貢の一部をいittan収納する「大橋御藏所」(郷藏)があり、「節丸手永宿」、「長井手永宿」、「国作手永大庄屋役宅」などもあつて、交通上、流通上、重要な拠点であった。

大橋には、「御藏所」のほかに、「大橋御茶屋」があつた(第69図参照)。現在の行橋市中央公民館とその周辺が、御茶屋の跡で、この付近はいまも「御茶屋脇」・「御茶屋下」という地名(小字名)が残つてゐる。

小倉藩内の御茶屋は、企救郡の城野・今村・呼野・湯川・田の浦新開、田川郡の香春町・猪膝町・添田町・金田、京都郡の行司町、仲津郡の大橋村、築城郡の椎田町に、それぞれ設けられていた。企救郡のうち、城下付近のものは遊場の設備として使用され、城下より遠隔の地に設けられた御茶屋は、藩主の廻郡や幕府巡見使の巡察のとき、休息または宿泊所として使用された。

御茶屋番士は、書院番またはお目見得、組外の士分が担当し、門外に役宅が設けられ、中間ちゅうげん一人が掃除



第69図 大橋御茶屋の復原図

万端すべてを担当した。

大橋の御茶屋は、武術の練習、相撲などもできるように、敷地はかなり広く、明治四年（一八七二）には大橋洋学校の学館として地域文化に貢献した（『行橋市史』参照）。

一方、天生田より南は「石坂越彦山道」と呼ばれている。この道は、天生田—花熊—木山—山鹿駅—崎山へ経て、石坂峠を越え、油須原駅へ至るコースであり、このうち、天生田—花熊—木山—山鹿駅の間は、筑前秋月往来、山鹿駅—崎山—油須原駅の間は、筑前秋月往還と呼ばれていたコースと重なっている。油須原駅から彦山へ行くのか、それとも秋月へ行くかによつて、天生田—油須原駅間の道の呼称が異なつていたのである。

大宰官道と国分駅

古代における九州の主要道は、西海道と大宰府官道であつた。都（中央）と豊前国府（地方）を結ぶ駅路の関係では、西海道の東路が到津駅（北九州市小倉北区）で分岐して苅田駅（苅田町）から京都峠を越えて多米駅に至り、大宰府と豊前国府を結ぶ駅路の関係では、大宰府から東へ伏見駅（穂波郡）—綱別駅（嘉麻郡）—田河駅（田川郡）へと延びてきた支路が多米駅で交わつた。そして、この道は、東へ向かい豊前国府の南辺に達した。駅路の往来は、官人・官使の駅馬によるものほか、農民の租・調の大宰府への運搬路などとしても利用された。

現在までに、豊前国内の駅家跡は発見されていないし、多米駅の所在地も特定されていない（『犀川町誌』）。

国分村は、古代、豊前国府が設置されたところとして栄えたが、国分駅という駅はなかつた。一方、近世、豊前国府はその機能を失つたが、国分村には継所（駅）が置かれていた。

「永沼文書」（京都郡犀川町）の中に、年代不詳であるが、大橋繼所より国分繼所あてに、書状一通を帆柱村まで継ぎ立てて欲しい、という内容の依頼状（覚）が入っているので、次に紹介しておこう。

覚

一、御状壹通

メ

右の通帆柱迄御継立下さるべく候、以上

七月廿七日

大橋繼所

国分御継所

錦原開発と四新道

「難行原」と呼ばれ、未開の原野であつた豊津台地は、天保十年（一八三九）から始まつた藩営の天保の開発によつて、翌十一年（一八四〇）には、國作道・大橋道・續命院道・節丸道の四道が新しく造られ、さらに溝を掘つて用水が引かれた。

天保十五年（一八四四）二月の「錦原開發に付夫遣一切調子帳 郡扣」（勢島文書）、北九州市立歴史博物館所蔵）に、

一、同千八百人

但、子（天保十一年）三月、同所節丸道・續命院道・大橋道・國作道・右四ヶ所道造り入用とある。この新しい四つの道の道普請のために、人夫一八〇〇人が動員されている。

第3章 江戸時代

第70図は、「錦原城地縄張り図」(豊津町立歴史民俗資料館所蔵)である。この絵図の作成年代は不詳であるが、絵図の中央部に描かれた正方形の部分が藩庁造営の予定地と考えられるので、慶応二年(一八六六)に作成されたものと思われる。

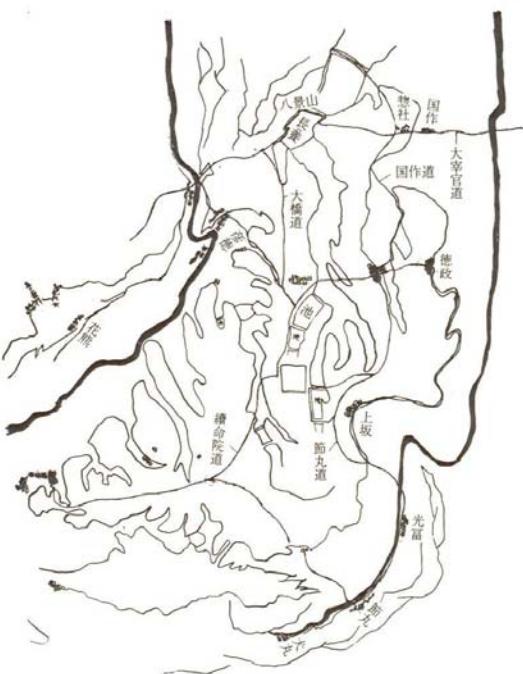
第二次長州戦争で敗色が濃くなつた小笠原氏は、慶応二年八月一日、小倉城を自焼し、香春に撤退したが、同年十月四日、当時、「錦原」と呼ばれていた豊津台地を、仲津郡奉行西正左衛門ら藩の役人三人が

仲津郡奉行西正左衛門ら藩の役人三人が

「御城地見分として」視察している。「村上仏山堂日」の縄張り図は、慶応二年の作成と思われるのである。

第70回の「錦原城地縄張り図」には、天保十一年に造られた四つの新しい道が描かれているはずである。

絵図の中央部の一つの池の側に描かれた集落群が錦原とすると、この地点より續命院へ南西に延びてある道が「續命院道」であり、長養池の方へ北進する道が「大橋道」である。そして、国分より上坂の分岐点までの道が「節丸道」、国分より惣社へ北進する道が「国作道」であると思われる。



第70図 「錦原城地縄張り図」の復原図

この四つの新しい道の建設は、天保の錦原開発の基幹事業というべきものであり、「錦原下本陣」の建築、町家四〇軒の建設と町人の移住、殖産興業、植林などに連動する重要な事業であった。このような錦原台地の開発が、二五年後の豊津遷都（藩序造営）へ結実していくのである。

幕府巡見使と大村御本陣

近世の宿駅の第一の機能は、人馬繼ぎ立てであり、第二の機能は、休泊施設である。休泊施設のうち、幕府巡見使や長崎奉行・大名などの休泊所を「御本陣」と称し、日田郡代などの休泊所を「本陣」といい、ともに御茶屋がこれにあてられた。そして、天領の代官以下幕吏やオランダ人・長崎町年寄などの休泊所は「旅宿」と称し、これには町茶屋をあてた（福岡藩の「諸通執行の定」）。

宿駅には、「御本陣」・「本陣」・「脇本陣」以外に、主として一般庶民や公用でない武士などを宿泊させる「旅籠屋」さらに「木賃宿」があった。

安政四年（一八五七）の「小倉藩主御廻郡覚書」（仮題、「長井文書」）に、

戊午御巡見大村御泊

中御本陣 赤角取紙

平岩七兵衛様

下御本陣 青キ角取

亭主

長井覚七

同

長井雄平

片桐勲負様

上御本陣 白キ角取紙

三枝平左衛門様

同

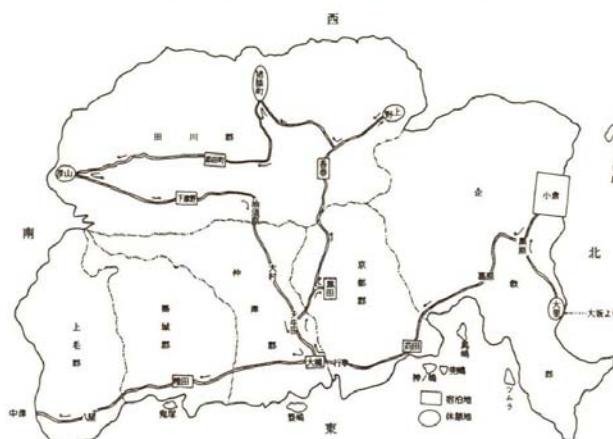
治左衛門

という記事がある。これは、天保九年（一八三八）四月二十六日に、幕府巡見使平岩七兵衛・三枝平左衛門ら一行八二人が、諸国巡見で大村に宿泊した折、平岩氏には中御本陣として長井手永大庄屋長井覚七の役宅があてられ、片桐氏の泊所にあてられた下御本陣には亭主として長井雄平が詰め、三枝氏宿泊の上御本陣には治左衛門が亭主としてそれぞれ詰めたのである。

第71図は、宝暦十一年（一七六一）の、幕府巡見使の小倉領内の巡察コースを図示したものである。

この「幕府巡見使」というのは、江戸幕府が体制維持のため設けた制度で、將軍が代わるたびに、大名領や、あるときは天領に巡見使を派遣して、各領の政情や民情の査察を行つたことである。

大村下御本陣
と錦原本陣 て、「長井手永大庄屋日記」文政十年（一



第71図 幕府巡見使巡察コース—宝暦11(1761)年—

八一七
三月二十日の條がある。その内容を要約
して二万言、

(1) 幕府巡見上使の休泊施設として御本陣が大村に三軒ある。そのうち二

葺き替えなどは年々手永より加勢し、修繕もしてきたが、古家になつていて、大庄屋の住居である。

(2) 二軒目は、寛政元年（一七八九）三月に巡見使が宿泊して後、葺き替えた。

が、家番を置かなかつたため、破損がひどかつたので、文化六年（一八〇九）に上ノ間・御用入部屋・御次の間・湯殿・雪隠の部分を解体した。その後、破損がひどく、使用不可能になつたので、このたび解体すること。

しかし、この下御本陣の解体願は、藩によつて却下せし。嘗

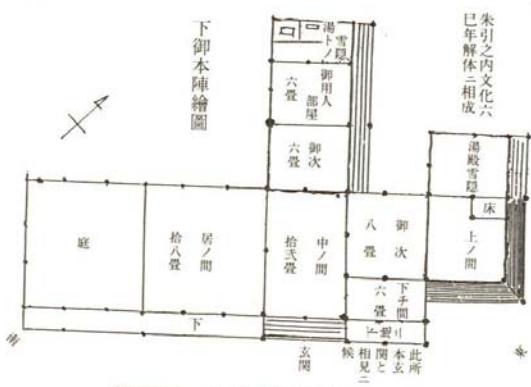
72図は、この解体願に添付された「下御本陣会図」の空（こう）。

「御本陣」や「本陣」の家屋の構造は、原則として門構えと玄関及び上段ノ間があり、「脇本陣」は、門構えと玄関のいずれか一方を欠く例が多い。

この絵図をよく見ると、玄関と上ノ間があり、御本陣の家屋構造

に合致している。門構えがないが、書き落としたものと考えられる。

(三軒目は 痛みが軽いので、これまでのとおり御郡より葺き替えなどを行う。



第72図 大村下御本陣の復原図

これは上御本陣のことである。

このように、幕府巡見使が大村に宿泊するとき、休泊施設として、中・下・上の三軒の御本陣があてられた。ところで、天保十年（一八三九）、錦原の開発として、御本陣と町家、芝居小屋の建築工事が始まっている。長井手永大村には、前述のごとく、中・下・上の三軒の御本陣があるので、なぜ、「錦原下御本陣」の建設を推進したのだろうか。

実は、大村の「下御本陣」は文政十年（一八二七）に、破損がひどいため、解体願が出されたが、このときは、藩が却下している。主として、幕府巡見使の巡察と藩主の廻郡のときに使用される建物であり、日常的な利用は少なかつたので、藩による却下の処理も、仕方がなかつたのかもしれない。ところが、天保九年（一八三八）将軍の代替わりによる、突然の巡見使派遣に、大村下御本陣の新築が間に合わず、一部の改築によつて急場を凌いだものと思われる。その反省の下に、翌十年、錦原の開発の一つとして、「錦原下御本陣」の建設が推進されたのである。

しかし、仲津郡奉行西正左衛門が指摘しているように、当初、下御本陣の錦原建設は不都合であつた。なぜかというと、大村とは約三キロメートルも離れており、幕府巡見使の巡察の場合、上使三人の宿泊所は、互いに近いほうが都合がよいし、藩主廻郡の場合も、その方が好都合であつたからである。したがつて、錦原下御本陣は、仲津郡大庄屋中の会合に使われ、後には山奉行の役宅に転用された。幕府巡見使の諸国巡察は、天保九年の巡見を最後に、結局、実施されなかつたので、山奉行の役宅として専用されても、結果として、不都合ではなかつた。

藩主廻郡と大村人馬会所 将軍の代替わりが行われると、原則として一年以内に、幕府巡見使による諸国巡見が実施されたようだ。藩主も代替わりごとに、一年以内に、藩主以下重臣による領内廻郡が行われた。

安政三年（一八五六年）八月二十九日、小笠原忠嘉が小倉藩主に就任するや、一行は、翌四年四月十四日に小倉城を発駕、三日間に及ぶ領内巡察の末、四月二十六日に帰城した。

第89表は、藩主廻郡の行程を表したものであり、第73図は、廻郡コースを地図の上に落としたものである。

「小倉藩主御廻郡覚書」

（仮題、「長井手永大庄屋日記」）は、この時の記録である。四月十七日、彦山客屋に宿泊した一行は、翌十



第73図 小倉藩主の廻郡コース—安政4年—

第89表 藩主廻郡行程

安政4年(1857)

月 日	小 休 地	昼 食	小 休 地	泊 地
4.14	(発 駕)	呼野 御茶屋	採 銅 所	香 春 屋
4.15		上野 御茶屋	金	香 春 田
4.16				添 田
4.17	仙 道	彦 山 客		彦 山
4.18		油 節		大 植
4.19		八 屋	築	椎 宇
4.20	大 村	御茶屋		安 大
4.21				行 行
4.22				武 橋
4.23	今井 浄喜寺			事 事
4.24	上 稗 田	新 町		城
4.25		(雨 天)		
4.26	苅 田	下 曾 根	湯 川	(帰)

（「小倉藩主御廻郡覚書」仮題、「長井手永大庄屋文書」）

八日に彦山を発ち、七ツ石—下津町、才ノ原で小休し、油須原で昼食後、郡境の石坂峠を越え、崎山—山鹿を経て、大村に到着、その日は大村の御陣屋に投宿した。

十九日には大村を出立、生立社^{おひたちしゃ}に参詣し、牛切峠を越えて当町域の節丸—光富—上原—綾野—下原—皆見を経て、椎田道（筑前秋月往来）に乗り、弓ノ師—築城を経て椎田駅へ到着し、一泊した。

この覚書には、次のような記事が散見される。

一、御本陣

長井又藏

六畳・八畳・六畳・六畳・六畳・拾畳・四畳半・

四畳半・台所・拾壱畳半・拾式畳・部屋八畳・八畳

御止宿式拾老人

これは、中御本陣を務めた長井手永大庄屋長井又藏の役宅の間取りを示すものである。この中御本陣に、一行のうち、藩主以下二一人が投宿した。

そして、この覚書で注目したいのは、「大村人馬会所」という記事が散見できることである。安政四年の藩主廻郡に際し、この人馬会所に、仲津郡の節丸・長井・元永・平嶋・国作の五手永の子供役五人と郡内の庄屋一四人、庄屋代一人、それに各村の方頭らが詰めて、出夫とともに、道中の搬送・通送など、人馬継ぎ立ての世話をした。

「宿駅」とは、公用貨客の輸送・休泊・通信のため、五街道や筋街道に、一二、三里（八）一二キロメ^{キロメ}ごとに設けられ、そこに一定の人馬を常備させたものである。街道に面して縦長の屋

敷が続く帶状の街並みが宿駅町の特色である。

宿駅には、「半宿」と「本宿」があった。「半宿」は、藩用の小荷駄継ぎ立てを行い、問屋の設置はなく、人馬会所詰めの庄屋や村役人がこれに当たった。大村には人馬会所があり、幕府巡見使の諸国巡見や藩主の廻郡のときに、手永の子供役や会所詰めの庄屋や方頭などがその世話に当たった。したがつて、大村は、宿駅機能としては「半宿」であると考えられる。前掲の「小倉藩主御廻郡覚書」には、大橋人馬会所が散見される。大橋町も、大村と同様に、「半宿」であるといえるであろう。領内の「半宿」は、大村、大橋町のほかに、石原町・蒲生などであった。

一方、「本宿」とは、諸大名の参勤交代や公武の旅行など、公用・藩用の小荷駄の運送継ぎ立てを行ふもので、問屋がこれに当たった。山鹿駅は、藩用や私用の小荷駄の運送継ぎ立てをしたので、「半宿」であるはずだが、人馬会所がなく、問屋がこれらの機能を行つたので、やはり「本宿」といえる。領内の「本宿」は、大里・下曾根・徳力・呼野・松江・八屋などで、宿駅問屋は代々世襲が多く、呼野宿駅問屋は高津氏、八屋宿駅問屋は紙屋がこれを務めた。

山間盆地の宿駅山鹿村は、「筑前秋月道」を挟んで隣り合わせの大村と、相互補完的な関係の下に、宿駅集落を形成した。

山鹿宿駅

安政四年（一八五七）の「小倉藩主御廻郡覚書」によると、「宿町」山鹿村の竈数は四九軒、人口は一九四人、馬数九疋、御高札板が一四枚あつた。この年、長井手永の他村の保有馬数が平均四疋であるので、宿場町山鹿村には農耕馬とともに伝馬がいたことを示唆している。また、御高札

板も、宿駅としての量数を満たしている。

文化十年（一八一三）閏十一月一日、この山鹿村の宿場で火災が発生し、居家七軒と稻屋・牛屋・薪小屋・桶小屋・土蔵など六軒、合わせて一三軒を焼失した。このときの被災記録が、「長井手永大庄屋日記」に散見される。そして、同日記の慶応四年（一八六八）三月の条に、「山鹿村の街道筋と御高札・道標」が記されているので、これらを基に、「山鹿宿」の景観を再現してみよう。

南北に走る宿町の街道（筑前秋月道、石坂越彦山道）に沿って東西に家屋が帯状に連なり、宿の北と南の両入り口には、木戸の構柱が立っていた。宿駅の中央部には問屋場があつて、高札と道標が立ち、本陣や旅籠屋などの主要な旅宿が一、二軒あり、商家が十数軒立ち並び、これより宿端にかけて煮壳屋や旅商人宿札（免札）を持つ木賃宿が一、二軒あつたようだ。文久二年（一八六二）時点では、庄屋利兵衛の旅籠屋に、治助と勘兵衛の木賃宿があつた（『長井手永大庄屋日記』）。

文久四年（一八六四）における山鹿宿の往来人は一二〇五人で、そのうち七三^{七三}は小休通行人、二七^{二七}が宿泊者である。階層別では、武士が七七^{七七}、僧侶が八^八、町人と相撲取がそれぞれ六^六で、農民の往来は一^一と少ない。地域別では、島原藩の飛び地が宇佐・国東地方にあつた関係上、島原の人人が四七^{四七}と多く、久留米・柳川・福岡がそれぞれ七^七、そして、宇佐・中津・佐賀と続く。京都・萩以外では、九州北半がそのシリトリイ（往来図）であった。

このように、山鹿宿は、文久四年時点では、月平均にすると、小休者一三人弱、宿泊者五人弱である。これに対し、継馬^{つぎま}五疋、宿屋二軒程度で伝馬役と宿泊役をなんとか果たし、助郷役の充当は無かつた。

ところが、嘉永年間（一八四八—五四）に、近隣の田川郡香春宿駅が、数百軒をも焼失した二度の大火のため、駅役が不能となり、香春通りの役人や往来人が山鹿宿を通るようになつたために、山鹿の駅役が繁雜になつてきた（第74、75図参照）。

嘉永五年（一八五二）の山鹿宿の人足夫は一八六人、伝馬役一八疋を数えた。しかし、山鹿には、伝馬が四疋しかいなかつた。それで、山鹿の庄屋以下村役人は、伝馬購入金の年賦拝借や宿駅夫役米引・助郷役の要求・見せ物興行の申請などを行つた。

そして、慶応二年（一八六六）八月の長州戦争における小倉藩の敗北と香春への撤退、藩主と近親者の肥後熊本への移動は、さらに多くの人馬供給を必要とし、山鹿の宿財政は一層逼迫していつた。

このような混乱の中に、山鹿駅廢止の噂が流れ、版籍奉還後の明治二年（一八六九）十月十九日、山鹿駅は、いつたん廃止になつた。

山鹿宿駅の翌月、山鹿村庄屋山田利兵衛ら村役人は、山鹿駅の再開願を香春藩庁に提出した。国宿号



第75図 山鹿道標



第74図 山鹿の街道筋

(駅号) を改めて許可し、役目高二〇〇石引、そして、これまでどおり御高札を山鹿村に立て置くように、と請願した。明治三年一月十五日、藩庁が香春より豊津へ移転した。翌月十二日、豊津藩庁民政局は、山鹿が国宿として再開することを認めた。「長井手永大庄屋日記」同年二月の条に、次のように記録されている。

今般豊津え公廨御造営に付、山鹿・油須原両駅廢止申達候所、山鹿村より歎願の趣、余儀無き次第に付、以後御国宿相立、当藩中丈御定賃錢を以繼所申付候、以来山鹿・油須原・添田と継方致すべく候、尤旅人通行は是迄の通差留候、此旨申達せらるべく候、以上

二月十二日

志津野拙三

浦野又四郎

和田卓藏殿

このようにして、いつたん廃止されていた山鹿と油須原の宿駅役は、豊津藩内だけの御定賃錢による公的人馬継ぎ立てだけに限定して許可され、旅人通行への人馬供給は廃止された。

山鹿駅は、豊津藩庁造営のための藩士の出入による人馬継ぎ立てで混雜し、そのうえ、明治三年冬以来、日田・玖珠郡内の二万人に及ぶ騒動の鎮圧のために往返する藩士の人馬継ぎ立てで、一層混乱を極めた。同年十月より翌四年九月までの山鹿駅の一年間の人足夫は二〇三六人で、一八年前の人足夫二八六人の七倍に当たる混雜であった。

そこで、同年十一月、山鹿村庄屋山田耕作ら村役人は、豊津県役所に対して、助郷だけでは間に合わない

ので、手永の村々から人足夫を出し、そのうえ、宿役米二〇石の定引をするように歎願した。

このような山鹿宿駅の歎願をよそに、明治五年、宿駅そのものが廃止され、山鹿村も宿町としての機能を停止したのである。

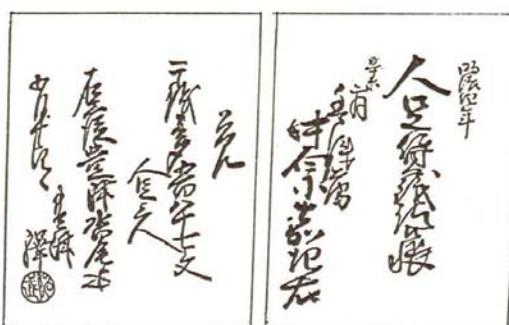
豊津宿駅 北九州市立中央図書館の所蔵文書の中に、明治四年（一八七一）二月「人足賃錢請取帳 豊津藩 中原嘉左右」という帳簿がある（第76・77図参照）。

この帳簿主の中原嘉左右（天明二—明治二十七年）は、幕末から明治前半期にかけて活躍した北九州の豪商である。幕末期、大坂・兵庫・下関・若松・博多・長崎をはじめ各地の商人との諸商品の取引および金融活動に従事、藩に多額の貸し金や献金をし、家業の飛脚問屋の組織を通じて全国の情報を藩に提供した。

慶応二年（一八六六）、長州戦争敗退後は、藩庁とともに香春・豊津へ移動し、特權的商人として藩の財政を助けた。帳簿には、大里・小倉・刈田・行事・新町・椎田・豊津・松江・八屋などの人馬継立場（宿駅・繼所・駅所・問屋）が散見する。

「人足賃錢請取帳」の中から豊津宿駅に関係する史料を次に二点紹介しておこう。

明治四年五月二十四日の豊津藩の豊津駅発行の人足賃錢請取として、



第76図 人足賃錢請取帳（明治4年=1871）

一、丁銭壱メ五百八十七文

人足三人

右は豊津より沓尾迄

豊津

五月廿四日

驛 

とある。豊津駅より沓尾までの賃錢は、人足一人丁銭五一九文であった。

明治四年十一月十四日に、豊前一国は小倉県となつたので、次の明治五年二月二十五日の豊津駅所發行の人足賃錢請取は、小倉県時代のものである。豊津より新町までの賃錢は、人足一人丁銭四六〇文であった。

覚

一、丁銭壱メ三百八拾文

人足三人

右は豊津より新町迄

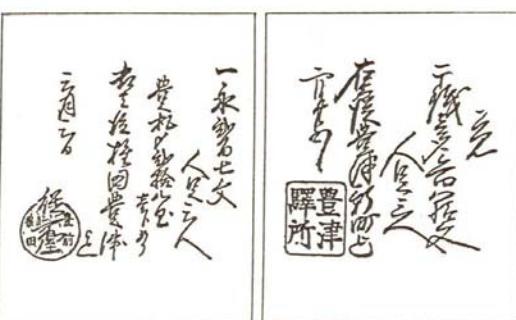
二月廿五日



そして、同年三月三日の豊前椎田問屋（継所）發行の人足賃錢として、

一、永式百七文

人足三人



第77図 「人足賃錢請取帳」

豊札メ式拾八匁

壹分五厘

右は椎田より豊津迄

三月三日

繼所

椎田問屋前 豊前

とある。文中の「永武百七文」の「永」とは、永楽錢の略称である。江戸初期、関東では永楽錢が標準貨幣として通用し、幕府は、金一両＝永一貫文＝錢四貫文の比価を公定した。のち、永楽錢自体は市場から姿を消すが、金一両以下の計算単位として便利なため、計算上用いられづけた。明治維新政府になつても、過渡期の明治五年三月時点では、「永」表示が行われ、「豊札」（豊津藩札）が通用しているのである。椎田より豊津までの賃銭は、人足一人永六九文（豊札で九匁三分八厘）であった。

これらの「人足賃銭請取」で明らかにように、豊津藩時代の明治四年五月の時点で、豊津駅が設置されていたのである。豊津駅の起立がいつであるか、現在の段階で明確にできないが、存続期間はわずかな期間であつたようである。

明治五年には、山鹿駅や油須原駅などとともに、豊津駅も、宿駅制度そのものが廃止されたため、その機能を停止したのである。